金融円滑化に関する措置の実施状況について

株式会社北陸銀行(頭取 髙木 繁雄)は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条に基づき、中小企業者および住宅資金借入者からの債務の弁済にかかる負担軽減の申込みに関し、法施行日(平成21年12月4日)から平成22年12月末までに対応した措置の実施状況の結果について、別紙のとおりお知らせいたします。

以上

< 本件に関する照会先: 北陸銀行 融資第一部 北川・竹村 076-423-7111 >

1.貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

		1			1
	平成 21 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
	12 月末	3月末	6月末	9月末	12月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債	権の額 46,967	158,856	264,683	366,418	473,511
うち、信用保証協会等による債務の係 受けていなかった貸付債権の額	^{呆証を} 36,648	122,810	205,674	286,137	369,795
うち、実行に係る貸付債権の額	19,425	105,671	187,648	262,803	341,751
うち、信用保証協会が条件変更対応保 諾する旨の判断を示した貸付債権の8		0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	399	2,231	3,985	5,853	7,046
うち、信用保証協会が条件変更対応保 諾する旨の判断を示した貸付債権の8		0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	16,823	13,892	12,546	13,838	16,113
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	1,013	1,494	3,642	4,883
うち、信用保証協会等による債務の係 受けていた貸付債権の額	^{呆証を} 10,319	36,046	59,009	80,281	103,716
うち、実行に係る貸付債権の額	2,393	23,972	43,324	63,467	86,092
うち、謝絶に係る貸付債権の額	91	641	1,614	2,337	3,105
うち、信用保証協会等が債務の保証を 諾する旨の判断を示した貸付債権の8		112	420	624	724
うち、審査中の貸付債権の額	7,790	10,122	10,982	9,480	7,537
うち、取下げに係る貸付債権の額	43	1,309	3,087	4,994	6,980

2.貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成 21年	平成 22年	平成 22 年	平成 22年	平成 22 年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,556	5,355	8,989	12,434	15,993
うち、信用保証協会等による債務の保証を 受けていなかった貸付債権の数	669	2,214	3,861	5,494	7,170
うち、実行に係る貸付債権の数	414	1,874	3,465	5,049	6,654
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応 諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	38	75	122	150
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応 諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	253	278	275	232	239
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	24	46	91	127
うち、信用保証協会等による債務の保証を 受けていた貸付債権の数	887	3,141	5,128	6,940	8,823
うち、実行に係る貸付債権の数	222	2,111	3,791	5,537	7,325
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	40	123	187	234
うち、信用保証協会等が債務の保証を 応 諾する旨の判断を示した貸付債権の数	2	3	18	30	34
うち、審査中の貸付債権の数	650	841	889	716	603
うち、取下げに係る貸付債権の数	12	149	325	500	661

3.貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:百万円)

		平成 21年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
		12月末	3月末	6月末	9月末	12月末
った 対し の申 者か	保証協会等による債務の保証を受けていなか 貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に ても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等 込みが行われたことを確認することができた ら、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 債権の額	13,042	31,370	46,670	63,846	77,695
	うち、実行に係る貸付債権の額	1,180	22,503	36,864	51,972	67,573
	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応 諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	399	1,813	2,569	2,985	3,489
	うち、他の金融機関により法の施行日以後に なされた貸付けの条件の変更等の実行を認 識していた場合の貸付債権の額	22	42	332	523	916
	うち、審査中の貸付債権の額	11,462	6,979	6,940	6,923	4,194
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	73	296	1,965	2,438

4. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:件)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	169	502	851	1,118	1,428
うち、実行に係る貸付債権の数	30	301	637	916	1,181
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応 諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	25	51	68	81
うち、他の金融機関により法の施行日以後に なされた貸付けの条件の変更等の実行を認 識していた場合の貸付債権の数	1	4	12	20	31
うち、審査中の貸付債権の数	137	172	148	93	103
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	15	41	63

5.貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:百万円)

	平成 21年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末
付けの条件の変更等の申込みを受けた 付債権の額	2,132	5,944	9,565	12,749	14,942
うち、実行に係る貸付債権の額	286	2,812	5,807	8,538	10,498
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	174	511	809	1,038
うち、審査中の貸付債権の額	1,596	2,059	1,711	1,304	1,024
うち、取下げに係る貸付債権の額	249	897	1,534	2,096	2,381

6.貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成 21年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末
付けの条件の変更等の申込みを受けた 付債権の数	146	420	665	899	1,064
うち、実行に係る貸付債権の数	20	201	411	618	762
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	17	39	59	70
うち、審査中の貸付債権の数	111	142	114	87	72
うち、取下げに係る貸付債権の数	15	60	101	135	160